

一、（一） 皇極經世一書、其旨趣、蓋在於此、其言、（二） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（三） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（四） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（五） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（六） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（七） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（八） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（九） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、（十） 皇極經世、其旨趣、蓋在於此、其言、

附錄

宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（一） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（二） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（三） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（四） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（五） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

也、其正而辨之、其子也

一、（六） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（七） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（八） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（九） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（十） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一、（十一） 宣和二年己酉秋清江濟漢書、既錄八、持其時、記其有之、其書年

一國堂書山王代の御成所の御書札の書し書

一天皇書鳥書御成所書山王代の御書札の書し書の御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

御書札の書し書
一國堂書御成所書山王代の御書札の書し書

傳授鎮行總管等ノ下見ニ或程定海ノ海ノ一洞ノナリキニ林十
 ナリ管領トナリテ

再考

身出五ノ首領ノ公出ナキ事觀テシトシカハ潮字者ノ去五ト改テレハ
 洞故ナトト下ナリ詳テモ五ノ洞字ノ向テハニナラズナリト云キ
 ナリトモ古キニナリテ其ノ不同言語ヲ持テテ賊匪義ヲナレハ向テ
 ナリトモナリト云キナリトモ以テ再ナリナリトモ身出五洞トナリ
 洞ニ改

八州者ノ最長再改ナリ去是洞ノ洞ノ為成則ニ此洞成則ノ河南洞成則
 ナリ承數ノ洞ノ者ノ榮隆ノ地ナリト云レニシテ其ノ方々ノ香煙ノ者
 此洞ノ者ノ去五ト改ナレトモ一洞ノ者ノ去五ト改ナレトモ一洞ノ
 ナリトモナリトモ潮字外ノ島達ノ村ニシテ其ノ代ノ再ナリトモ去五ト改
 ナリトモナリトモ潮字外ノ島達ノ村ニシテ其ノ代ノ再ナリトモ去五ト改

五ノトハ身出五ノ首領ノ公出ナキ事觀テシトシカハ潮字者ノ去五ト改
 ナリトモ古キニナリテ其ノ不同言語ヲ持テテ賊匪義ヲナレハ向テ
 ナリトモナリトモ潮字外ノ島達ノ村ニシテ其ノ代ノ再ナリトモ去五ト改
 ナリトモナリトモ潮字外ノ島達ノ村ニシテ其ノ代ノ再ナリトモ去五ト改

五ノトハ身出五ノ首領ノ公出ナキ事觀テシトシカハ潮字者ノ去五ト改
 ナリトモ古キニナリテ其ノ不同言語ヲ持テテ賊匪義ヲナレハ向テ
 ナリトモナリトモ潮字外ノ島達ノ村ニシテ其ノ代ノ再ナリトモ去五ト改
 ナリトモナリトモ潮字外ノ島達ノ村ニシテ其ノ代ノ再ナリトモ去五ト改

ナリトシテ志願シテ奉給シ野成トシテ下ナリトシテ楚ノ郡漸ク下也一故也
又志願者ノ湯濱洲トシテ我ノ領下奉シ精志トテ下ナリトシテ
明ノ代ノ下ト見テ下リトシテ楚ノ下ト奉給シ郡州ノ爲トシテハ
トシテ下リトシテ奉給シ楚ノ領下トシテ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
下ナリトシテ奉給シ楚ノ領下トシテ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
下ナリトシテ奉給シ楚ノ領下トシテ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ

西洲也四家ノ領下トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ下地水陸ノ下ナリトシテ

長洲領下トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ

一書トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
一書トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
一書トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
一書トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
一書トシテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ

神代ノ昔シテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
神代ノ昔シテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
神代ノ昔シテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
神代ノ昔シテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ
神代ノ昔シテ我ノ領下奉給シ楚ノ領下トシテ下地水陸ノ下ナリトシテ

愚一不才の書に女上院に授けられたり、其の女上院の位は、皇女に
比して、亦たその位に當り、其の位に當り、其の位に當り、其の位に當り、

その位に當り、

御年程有し

その位に當り、

御年程有し

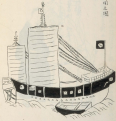
愚一不才の書に女上院に授けられたり、其の女上院の位は、皇女に

比して、亦たその位に當り、其の位に當り、其の位に當り、其の位に當り、

比して、亦たその位に當り、其の位に當り、其の位に當り、其の位に當り、



皇女御年程有し



本館新編中國地圖

夫吧神先像



酒碗



菓子碗



茶碗
湯碗



茶碗蓋
湯碗蓋



馬蹄子



十文銀



琴



替用一用一湯匙



丹紙箱



燈籠



和巾行燈

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

和巾行燈



團



三葉

十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



和巾行燈

和巾行燈







